

任意継続被保険者 資格取得申請書

下記のとおり任意継続被保険者の資格取得の申請をします。

令和 年 月 日

勤務していた時の 保険証の記号・番号		(記号)		(番号)	
氏 名		(フリガナ)			
生 年 月 日		昭・平・令	年	月	日
		性別	男 ・ 女		
住 所		〒 (携帯) () 都 道 (自宅) () 府 県			
被扶養者の有無		有 ・ 無 「有」を「○」で囲んだ場合は2ページの被扶養者届をご記入のうえ、この資格取得申請書と併せてご郵送ください。 被扶養者届が提出されない場合、被扶養者の被保険者証は発行しません。			
勤務して いた事業所	名称				
	所在地				
資格喪失年月日 (退職日の翌日)		令和 年 月 日			
保険料の納付方法 (申請の翌月から)		・ 保険料は、資格取得月から納付する必要があります。 ・ 資格取得月の保険料につきましては、資格取得申請書を受理した後に送付する納付書により指定期限までにお振込みください。(指定期限までに入金を確認できない場合、任意継続被保険者の資格を取消します。) 令和5年3月1日以降の保険料の納付は「振込」のみとなります。 資格取得月の翌月以降の保険料については、以下の3つから選択することができます。 ご希望の納付方法を○で囲んでください。被保険者証と併せてご自宅宛てに納付書をお送りします。 1. 毎月納付 2. 半期前納 3. 年間前納 (現在の年度の9月分まで前納) (現在の年度の3月分まで前納) 「半期前納」および「年間前納」保険料の納付期限は、資格取得月の末日(末日が土・日・祝日(の場合は翌営業日)となるため、希望できない場合があります。			

R5.3改訂

念 書

- 任意継続被保険者に係る保険料については、健康保険法第164条に基づき、納付期限までに納付します。
 - 資格取得時 … 貴健康保険組合が指定する日
 - 資格取得以降 … 毎月10日(10日が土・日・祝日の場合は翌営業日)
- 納付期限までに保険料を納付しなかった場合は、下記 または について了承するとともに速やかに被保険者証を返納します。
 - 資格取得時 … 任意継続被保険者資格の取消
 - 資格取得以降 … 任意継続被保険者資格の喪失(資格喪失日：納付期限の翌日)
- 任意継続被保険者資格がないにもかかわらず、被保険者証を使用した場合は、貴健康保険組合が負担した医療費を返還します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

被扶養者届 【資格取得時】

任意継続被保険者の資格取得時に引き続き被扶養者となられる方について記入してください。

資格取得日の翌日以降に被扶養者となられる方は、別途「被扶養者（異動）届」を提出してください。

被扶養者の氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年収	同居別居の別
(フリガナ)	昭平令	男・女			万円	同居・別居
(フリガナ)	昭平令	男・女			万円	同居・別居
(フリガナ)	昭平令	男・女			万円	同居・別居
(フリガナ)	昭平令	男・女			万円	同居・別居

扶養に関する申請書	上記の事実と相違ありません。 資格取得申請者氏名
-----------	--

この申請書は、天災地変等を除き、事業所を退職した翌日から20日以内に申請をしないと無効になります。
 なお、郵送の場合、この期限までに健康保険組合に到着している必要があります。

(提出先)

R5.3 改訂

〒111-0052

東京都 台東区 柳橋 1-1-4

東日本プラスチック健康保険組合

【 注意事項 】

「任意継続被保険者 資格取得申請書」を提出される皆様へ

1. 任意継続被保険者となるためには

- 任意継続被保険者となるためには、以下の要件に該当している必要があります。
 - (1) 退職日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること
 - (2) 「任意継続被保険者 資格取得申請書」を退職日の翌日から20日以内に当健康保険組合に必着。
20日目が土・日・祝日の場合は翌営業日
- 「任意継続被保険者 資格取得申請書」の内容を確認後、被保険者証と納付書を自宅宛てに発送します。（窓口ではお渡ししません）
保険料の納付は、「振込」のみ取扱いとなっております。
納付期限までに入金を確認できない場合は、任意継続被保険者資格を取消します。

2. 任意継続被保険者の加入期間について

- 任意継続被保険者の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。ただし、以下の事由に該当する場合は、2年を経過する前に任意継続被保険者資格を喪失します。

< 資格喪失事由と資格喪失日 >

資格喪失事由	資格喪失日
- 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき - 就職等により健康保険等の被保険者となったとき - 被保険者が死亡したとき - 被保険者が後期高齢者医療制度に加入したとき - 任意継続被保険者でなくなることを希望するとき	- 納付期限の翌日 - 被保険者となった日 - 死亡した日の翌日 - 後期高齢者医療制度に加入した日 - 当健康保険組合が「任意継続被保険者 資格喪失申請書」を受理した日の属する月の翌月1日

3. 任意継続被保険者の保険料額について

- 在職時の保険料は、事業主と被保険者で折半していましたが、任意継続被保険者の保険料は全額自己負担となります。
- 退職時の標準報酬月額により決定されますが、以下の理由により変更となる場合があります。
 - (1) 任意継続被保険者として加入中に40歳となり、介護保険被保険者に該当したとき（健康保険料＋介護保険料）
 - (2) 任意継続被保険者として加入中に65歳となり、介護保険被保険者に該当しなくなったとき
 - (3) 健康保険料率または介護保険料率に変更されたとき
 - (4) 任意継続被保険者の標準報酬月額上限が改定されたとき（現行は34万円ですが、この上限は毎年4月に見直されます）

お問い合わせ先
東日本プラスチック健康保険組合
適用係
TEL 03-3862-1055